

1. 件名：福島第一原子力発電所における環境線量低減対策に係る面談

2. 日時：令和2年7月27日（月）15：00～16：00

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 担当2名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所における環境線量低減対策について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - タービン建屋東側における地下水濃度について
 - ✓ 降雨の影響により一時的な変動があるものの、横ばい傾向であること。
 - ✓ No. 2-3の全ベータは、上昇傾向が継続していたが、上げ止まってきていること。
 - 海側下部透水層の水質調査について
 - ✓ 測定結果に大きな変化がみられないことから、次回の測定は1年後とすること。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について
 - ✓ 放出による被ばく線量は、年間 $0.05\mu\text{Sv}$ 未満であり、年間 $30\mu\text{Sv}$ と比べ十分小さく、先月の結果と比較しても大きな変化がないこと。
 - ✓ 原子炉建屋の二重扉の開口面積を変更したため、建屋漏えい率の計算を変更したこと。
 - ホールボディカウンタの不適切な測定に関する調査結果について
 - ✓ ホールボディカウンタの不適切な測定については、5月に最終報告した内容の続報となるものはないこと。
 - ✓ 面談時に求められた、線量管理に係る本事象のような不適切な行為ができるものがないかの調査を行ったが、それらのプロセスにおいて不適切な行為を防止する対策がとられており、不適切な行為ができない仕組みとなっており、今後も協力企業への周知徹底や指導を引き続き行っていくこと。
- 原子力規制庁は、上記の内容を確認し、以下の対応を求めた。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について、防水扉の設置に伴い建屋漏えい率の計算を変更したことについて詳細に説明することを求めた。

6. その他

資料：

- 環境線量低減対策スケジュール
- タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況について
- 1/2号機タービン建屋海側下部透水層の水質調査結果について（定例報告）
- 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果（2020年6月）
- 別紙 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量評価結果 2020年6月
評価分（詳細データ）
- 「福島第一原子力発電所ホールボディカウンタによる不適切な測定」に鑑みた、
不適切な行為・不正が行われる可能性に関する確認結果について